

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【公表番号】特表2014-517603(P2014-517603A)

【公表日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-038

【出願番号】特願2014-510886(P2014-510886)

【国際特許分類】

H 04 R 19/02 (2006.01)

【F I】

H 04 R 19/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月18日(2015.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電性の第1の層と、前記第1の層の上方に配設された可撓性を有する絶縁性の第2の層と、前記第2の層の上方に配設された可撓性を有する導電性の第3の層とを備え、前記第1の層が、貫通開口のアレイを備え、各貫通開口が前記第2の層に面した入口と出口とを有し、前記第1及び第3の層に印加された信号に応答して、前記第2及び第3の層が、静電力によって開口の前記出口に向かって変位される部分を有しており、前記第2及び第3の層が、層間を離隔する一連の線とともに一体に結合されるか、または前記第2の層と前記第3の層との間ににおいてスペーサによって分離されている別個の層である、静電変換器。

【請求項2】

一体に結合される前記層が両層に接着されるスペーサによって一体に結合される、請求項1に記載の静電変換器。

【請求項3】

前記スペーサが、前記線に沿って延在している連続的又は間欠的なストリップの形態であるか、又は前記線と同じ間隔を有する個別のスペーサである、請求項2に記載の静電変換器。

【請求項4】

一体に結合される前記層が前記層を一体に接合する接着剤によって一体に結合される、請求項1に記載の静電変換器。

【請求項5】

前記接着剤が前記層を離隔する効果を有する、請求項4に記載の静電変換器。

【請求項6】

前記接着剤が前記線に沿って延在している接着剤からなる連続的又は間欠的なストリップの形態であるか、又は前記線と同じ間隔を有する接着剤からなる個別のパッチの形態である、請求項4又は請求項5に記載の静電変換器。

【請求項7】

一体に結合される層が、双方ともポリマー材料からなり、前記線に沿った溶接によって一体に結合される、請求項1に記載の静電変換器。

【請求項8】

前記溶接が、熱、超音波、又は溶剤溶接である、請求項7に記載の静電変換器。

【請求項9】

前記溶接が、前記層を前記溶接間において離隔する効果を有する、請求項7又は請求項8に記載の静電変換器。

【請求項10】

前記溶接が前記線に沿って延在している連続的又は間欠的な溶接の形態であるか、又は前記線と同じ間隔を有する個別の溶接の形態である、請求項7、請求項8又は請求項9のいずれか1項に記載の静電変換器。

【請求項11】

前記一連の線が一連の平行線を含む、請求項1乃至10のいずれか1項に記載の静電変換器。

【請求項12】

一連の線とともに一体に結合される前記別個の層が、一連の線の線間において離隔されている、請求項1に記載の静電変換器。

【請求項13】

一連の線とともに一体に結合される前記別個の層が、一連の線の線間において一体に接合されていない、請求項1に記載の静電変換器。

【請求項14】

前記開口の壁が導電面を有する、請求項1乃至13のいずれか1項に記載の静電変換器。

【請求項15】

前記第2及び第3の層が緊張して保持されている、請求項1乃至請求項14のうちのいずれか1項に記載の静電変換器。